

令和7年度 大江町奨学金返還支援補助金募集要項

令和7年8月13日制定

大江町では、大学等の在学期間終了後に本町に定住し、在学中に借り入れた奨学金の返還を行う方で、次の要件を満たす方の奨学金返還支援をすることで、若者のふるさと回帰を促進するため、令和7年度の認定対象者を次のとおり募集します。

なお、補助金は、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号）及び大江町奨学金返還支援補助金交付要綱（令和7年8月13日施行、以下「要綱」という）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内において交付します。

1 認定対象者

次の各号の要件全てに該当する者を募集対象とします。

- (1) 大江町内に定住し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (2) 認定申請する年度末において30歳以下の者
- (3) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、令和7年3月以降に大学等の在学期間を終え、奨学金の返還をしている者
- (4) 納付すべき税（延滞金及び督促手数料を含む。）及び町に納入すべき公共料金等を滞納していない者
- (5) 公務員でない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でない者

※ 本事業は総務省の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」を準拠しています。そのため、この制度による公務員とは特別職を含み、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け任用されている職種（例、都道府県及び市町の会計年度任用職員など）を含みます。詳しくは担当へご照会ください。

2 支援対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 大江町ふるさと奨学金貸与条例（平成23年大江町条例第2号）に基づき大江町が貸与する奨学金
- (4) その他町長が認める奨学金

3 認定募集期間

令和7年9月1日（月）から令和7年11月28日（金）午後5時15分まで

4 支援の内容

対象経費	補助金の交付を申請する年度(以下「申請年度」という。)の前年度における各月の奨学金の返還金の合計額とする
対象外経費	繰上返還（全額繰上、一部繰上及び返還額の増額等を含む）、滞納繰越による奨学金返還額
補助金額	申請年度の算定期間における各月の奨学金の返還金額の合計額に3分の1を乗じ、千円未満を切り捨てた額とし、限度額を20万円とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあっては、算定期間の返還額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。(当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
補助期間	補助金の交付の申請を初めてする年度から起算して10年間を上限とする。ただし、認定を取り消された者が再び認定の決定を受けた者となった場合には、補助金の交付は、認定を取り消される前に交付を受けた回数を含め10回まで

4 認定申請

大江町奨学金返還支援認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、募集期間内に提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

- (1) 奨学金を借り受けていることを証明する書類（日本学生支援機構奨学金においては奨学金給付証明書等）
- (2) 奨学金返還予定を証明する書類（日本学生支援機構奨学金においては奨学金返還証明書等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

5 交付申請

補助金交付申請兼請求書については、認定の翌年度以降となります。大江町奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次の書類を添えて提出してください。ただし、申請時に奨学金及び町税等に滞納がある場合は、交付対象外となります。

- (1) 奨学金の返還を初めて開始した際の奨学金の返還期間及び割賦の額がわかる書類
- (2) 申請年度の前年度の1年間において返還した奨学金の額が分かる書類及び、返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類（日本学生支援機構奨学金においては奨学金返還額証明書及び奨学金返還証明書等）
- (3) 町税の完納を示す証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

6 その他

認定内容等に変更があったときは、大江町奨学金返還支援認定変更届（様式第3号）の提出が必要です。速やかにお知らせください。

また次の事由に該当した場合は、認定を取り消します。

- (1) 大江町に定住しなくなったとき
- (2) 要綱第4条の要件を満たさなくなったとき

- (3) 補助金の交付を辞退する申出があったとき
- (4) 奨学金の借受が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）
- (5) 奨学金の返還が免除されたとき
- (6) 公務員となったとき
- (7) 虚偽の申請その他不正の行為によって認定を受けたとき

※ 要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき及び虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたときは、認定を取消するとともに、すでに交付した補助金について全部又は一部を返還していただきます。

7 提出・問い合わせ

大江町教育委員会学校再編準備室学校教育係

電話 0237(62)2270 Fax 0237(62)3667 Mail kyoiku@town.oe.yamagata.jp